

八戸市子ども・子育て会議の運営について

平成25年7月29日

1 開催の通知について

- (1) 会議を招集するときは、あらかじめ、召集日時、召集場所、会議の議題及び会議資料を委員に通知する。
- (2) (1)の通知は、召集日の1週間前を目途に通知する。

2 委員の代理出席について

- (1) 会長は、八戸市子ども・子育て会議条例第3条第2項第2号（子ども・子育て支援事業の従事者）又は第5号（関係行政機関の職員）の規定による委員が会議に出席できないときは、あらかじめ申し出た場合に限り代理出席を認めるものとする。
- (2) 前項の規定に基づき、代理出席した者は、議長が求めた場合に限り発言することができるものとし、また、採決には参加できないものとする。
- (3) 代理出席した者には、報酬を支給しない。

3 会議の公開について

会議は公開とする。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがある場合その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

4 議事録について

- (1) 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。
 - ア 会議の日時及び場所
 - イ 出席した委員の氏名（代理出席の場合は、その旨を含む）
 - ウ 議事となった事項
- (2) 議事録及び配布資料は公開する。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがある場合その他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (3) (2)により議事録の全部又は一部を非公開とする場合は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開する。

5 会議の秩序維持について

会長は、会議の秩序維持のため傍聴人の退席を命ずるなど必要な措置をとることができる。

6 会議の庶務について

会議の庶務は、八戸市福祉部 子ども家庭課において処理する。

7 その他

会議の運営について、会議の決議を得た場合は「八戸市子ども・子育て会議運営要綱」として明文化する。

八戸市子ども・子育て会議運営要綱（案）

平成 25 年 7 月 日

八戸市子ども・子育て会議決定

（開催の通知）

- 第1条 会長は、八戸市子ども・子育て会議（以下、「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、召集日時、召集場所、会議の議題及び会議資料を委員に通知するものとする。
- 2 前項に規定する通知は、召集日の1週間前を目途に通知するものとする。

（委員の代理出席）

- 第2条 会長は、八戸市子ども・子育て会議条例（平成25年八戸市条例第31号）第3条第2項第2号又は第5号の規定による委員が会議に出席できないときは、あらかじめ申し出た場合に限り、代理出席を認めるものとする。
- 2 前項の規定により代理出席した者は、議長が認めた場合に限り発言することができるものとし、また、採決には参加できないものとする
- 3 代理出席した者には、報酬を支給しない。

（会議の公開）

- 第3条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

（議事録）

- 第4条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。
- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席した委員の氏名（代理出席の場合は、その旨を含む。）
 - (3) 議事となった事項
- 2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（会議の秩序維持）

- 第5条 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、こども家庭課において処理する。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年 月 日から施行する。